

ライオンズクラブ国際協会330-C地区

認定NPOを目指す法人への寄附による支援

募 集 要 領

ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区は、世界 200 以上の国と地域の約 4 万 9,000 のクラブ・140 万人の会員で構成される世界最大級の社会奉仕団体「ライオンズクラブ国際協会」の地区組織として、埼玉県内全域において、330-C 地区に所属する県内各地域の 65 クラブ・1,530 人の会員とともに、子ども食堂支援、青少年の健全育成、献血活動、災害支援、環境保全など幅広い分野で活動を行っています。

(※詳しくはライオンズクラブ国際協会 330-C 地区ホームページ(<https://lionsclubs330c.gr.jp/>)をご覧ください。)

このたび、ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区では、埼玉県と連携し、県内で子ども・若者の健やかな成長・活躍と社会的活動の参画を支援することを目的とした事業を実施する特定非営利活動法人(以下、「NPO 法人」)で、認定 NPO 法人を目指す法人に対して、クラブ会員からの寄附による支援を行うこといたしました。

つきましては、寄附による支援を希望される NPO 法人は、下記のとおり申請書類一式をご提出ください。

ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区において、応募内容の審査を行い、採択された法人に対して寄附による支援を行います。

1 対象団体

埼玉県内に主たる事務所を有し、主に県内で活動するNPO法人のうち以下の全てを満たす法人

- (1) 子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくり、フードパンtries活動など子ども・若者の健やかな成長・活躍と社会的活動の参画の支援を目的とした事業を実施する法人で、ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区クラブ会員からの寄附金を活用し、埼玉県内において、当該分野での事業を令和8年4月1日から令和9年2月28 日までに実施すること
- (2) 活動実績が1年以上あること
- (3) ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区及び県内各地域のクラブが実施する子ども・若者支援事業と連携・協力を図ること
- (4) 特定非営利活動促進法第 44 条に規定する「認定特定非営利活動法人」の認定を目指し、認定申請を計画していること(※)

※認定取得の要件の 1 つである「パブリック・サポート・テスト」(広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準)について、「相対値基準」または「絶対値基準」を満たすことを目指す法人

- (5)認定 NPO 法人になるための要件のうち、パブリック・サポート・テストへの適合を除く以下の基準を、実績判定期間(※)の初日から認定申請時まで継続して満たす見込みであること。

※認定を受けようとする法人の実績判定期間は、認定申請予定日の直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

- ① 事業活動において共益的な活動の占める割合が 50%未満であること
- ② 運営組織及び経理が適切であること
- ③ 事業活動の内容が適切であること
- ④ 情報公開を適切に行っていること
- ⑤ 事業報告書等を所轄庁に毎年度提出していること
- ⑥ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
- (6) 以下に該当しない法人であること

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
- ア.認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- イ.拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ.特定非営利活動促進法(NPO法)、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、もしくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ.暴力団の構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課せられた日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団構成員等の統制下にある法人

★上記(4)～(6)は、埼玉県ホームページ「NPOコバトンびん」に掲載しているリーフレット『認定・指定NPO法人へのステップアップ』(https://www.saitamaken-npo.net/html/nintei_leaflet_2.pdf)を参照してください。

2 寄附額等

- (1) 寄付額 1法人当たり3千円×100人からの寄附を上限とします。
- (2) 寄附法人数 1～3法人程度を予定しています。
- ※ 最終的な寄付額等は、応募時に提出された書類や法人の状況等を踏まえ、協議のうえで決定します。

3 募集期間

令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金)

4 申請方法等

次の書類をE-mailまたは郵送により「10 連絡先」あて提出してください。
(※メールで提出する場合、パスワードを付すなど、セキュリティにご注意ください。)

- (1) 申請書(別添様式)
- (2) 添付資料
- ・直近の事業計画書
 - ・直近の事業報告書
 - ・役員名簿
 - ・会員数が分かる書類
 - ・寄附者目録(過去2年分)
 - ・法人登記簿(写し)

5 選考方法

ライオンズクラブ国際協会330-C地区において、「6 選考基準」により書類選考を行います。

※ 申請内容に関して、電話等によるヒアリング等を実施する場合があります。

6 選考基準

次の事項について総合的に判断します。

(1) 法人の活動について

- ① 法人の活動目的
- ② 法人の活動実績
- ③ 法人の将来性・継続性

(2) 寄附によって実施する事業について

- ① 事業の必要性・実現性
- ② 地域課題解決への貢献度

(3) 認定について

- ① 認定取得に対する取組状況

(法人内で認定申請の合意が得られているか、認定要件の達成に向けた取組状況、今後の計画の具体性等)

- ② 認定後の活動予定

(認定の取得を、どのように法人の信頼性向上や寄付の増加に結び付けていくのか等)

7 選考結果通知

選考結果は、選考後速やかに E-mail で通知します。

※ 採択の可否に関わらず、選考結果は応募者全員に通知します。

8 寄附後の活動報告等

ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区に対して、活動終了後 1 か月以内に活動報告・成果報告を行っていた
だけます。(様式は任意)

9 その他重要事項

ア 申請書の記載にあたっては、各入力項目にある注意事項に留意し、該当項目に漏れのないよう、明瞭に入力
してください。

イ 反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受け付けられません。

ウ 申請書類または申請書類に記載いただいた内容について、必要に応じて埼玉県と共有することがあります。

エ 寄附対象となった場合、団体名、代表者氏名、団体所在地、事業内容、寄附額を公表させていただきます。あら
かじめご了承のうえ、申請してください。(対応状況などについて他の関係機関等と情報共有することができます。)

オ 申請書類に記載いただいた個人情報は、選考に関する業務に使用し、それ以外には使用しません。

カ 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには応じることができません。

10 連絡先等

ライオンズクラブ国際協会 330-C 地区事務局 (担当:河野)

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-103-1 中村ビル5階

電話:048-658-3304

E-mail:cab330c@lionsclubs330c.gr.jp

※電話でのご連絡は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後 4 時にお願いします。

★認定取得に関する基準等については、埼玉県共助社会づくり課 NPO 認証担当までお問い合わせください。

埼玉県 共助社会づくり課 NPO 認証担当

電話:048-830-2836(直通)

E-mail:a2835-01@pref.saitama.lg.jp

※電話でのご連絡は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時にお願いします。